

環境影響評価審査書

「(仮称) 名駅三丁目計画」建設事業に係る環境影響評価準備書について
の名古屋市環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づく環境の保全の見地
からの意見は、次のとおりです。

平成23年6月7日

名古屋市長 河 村 た か し

「(仮称) 名駅三丁目計画」建設事業に係る環境影響評価の実施にあつては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要です。

1 事業の目的及び内容に関する事項

事業計画の基本方針に、「貫通通路の整備により、立体的回遊性を備えた歩行者ネットワークを形成する。」とあることから、事業計画の具体化にあたり、新建築物の利用者のみならず、周囲の歩行者や通り抜ける歩行者の利便性にも十分配慮すること。

2 予測・評価等に関する事項

(1) 全般的事項

工事中、存在・供用時において、名駅一丁目1番計画北地区(仮称)建設事業及び名駅一丁目1番計画南地区(仮称)建設事業(以下、両事業を合せて「名駅一丁目計画(北・南)」という。)の事業者、関係機関等と連携し、環境の保全のための措置に記載した環境負荷の抑制策や環境影響を低減するための対策等を積極的に実施すること。特に、予測の前提とした措置については確実に実施すること。

(2) 大気質・騒音に共通する事項

工事関係車両の走行による影響については、当該事業の工事予定期間が名駅一丁目計画（北・南）と重なることを考慮して予測・評価されているが、建設機械の稼働による影響についてはなされていない。しかし、建設機械の稼働に起因する大気質や騒音の影響について、工事予定期間が名駅一丁目計画（北・南）と重なることから、名駅一丁目計画（北・南）の事業者と連絡・調整を行い、環境負荷の低減に努めること。

(3) 大気質

建設機械の稼働による二酸化窒素の濃度の予測では、環境目標値を満足しない結果となっている。また、建設機械の稼働による大気汚染物質濃度の予測に用いた大気拡散式は、既存の建築物等の存在を考慮していないが、実際には中高層建築物の存在により風の流れが変化し、場所によっては予測結果より濃度が高くなることが懸念される。したがって、最新の排出ガス対策型建設機械を積極的に使用するなど、環境負荷の低減に努めること。

(4) 振動

建設機械の稼働による振動について、地盤面で感覚閾値である 55dB 以上になると予測されている地域がある。工事に際しては、周辺に住居、事務所等があることから、適切に対応すること。

(5) 廃棄物等

廃棄物等の排出をより一層抑制するため、新建築物の供用に伴い発生する廃棄物等について、適正に分別を行い、積極的に減量化及び再利用・再資源化に努め、環境負荷の低減に努めること。

(6) 風害

ア 高層部から吹き下ろす風が低層部屋上に施す植栽や建物の周囲に影響を及ぼすことが懸念される。したがって、低層部屋上及び建物の周囲における鉛直方向の風速値を示し、高層部から吹き下ろす風による影響について検討すること。

イ 「植栽することにより風環境の影響の低減を図る」とあることから、環境影響評価書の作成にあたり、植栽の配置計画等が具体化している場合は、低減効果を示すため、それを反映した予測を行うこと。

(7) 電波障害

事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況の調査において、受信画質品位の評価とBER（ビット誤り率）が対応していない地点があるので、調査結果を検証すること。

(8) 安全性

ア 工事中の全期間及び供用時の一定期間は、事業予定地周辺に名古屋ターミナルビル解体工事に伴う仮設バス停が設置され、歩行者交通量やルートに変化が生じると想定されることから、その位置や運行本数等を調査し、仮設バス停の利用者を含めた歩行者等の安全性の確保に十分配慮すること。

イ 工事中において、事業予定地周辺の区間Oの道路（事業予定地の北西側）は、一方通行であり、歩車道分離がなされていない細街路であることから、工事関係車両と歩行者又は自転車の交通事故が懸念される。したがって、交通誘導員を適切に配置し、工事関係車両だけではなく、歩行者及び自転車に対しても注意を払うなど、当該道路の安全性に配慮するための措置を講ずること。

ウ 工事中において、工事関係車両の西側出入口付近は、工事関係車両と非常に多くの歩行者及び自転車が交錯すると予測されている。したがって、当該出入口で工事関係車両が出入りするときには、交通誘導員が歩行者及び自転車の安全性に対して特に注意を払うなど、十分な措置を講ずること。

エ 新建築物供用時における発生集中交通量では、多くの自転車利用者が見込まれていることから、駐輪場の位置を明示すること。また、自転車利用者と自動車及び歩行者との交錯などに対する安全性の確保に十分配慮すること。

オ 供用時の新建築物関連車両のアクセスルートについて、区間AD-2及び区間AE-1の道路（事業予定地の東側に設けた出入口の間）において、発生交通ルート（走行割合100%）と集中交通ルート（走行割合100%）が重なっているため、当該道路の自動車交通量の増加率が高くなると予測されている。したがって、当該道路の新建築物関連車両による交通量の増加に伴う安全性の確保に努めること。

(9) 緑地等

東海地域の在来種（郷土種）に配慮して、今後具体的な緑化計画を策定するとともに、緑化面積をより一層増やすよう努めること。

3 その他

環境影響評価書の作成にあたり、予測手順、予測の前提とした措置の検討過程等を丁寧に説明するなど、市民に分かりやすい図書となるよう十分に配慮すること。